



ASCON科学者委員会 機能性表示食品の根拠に関する評価判定表

(注) A～Cの評価判定は科学的根拠の強さを示したものであり、製品の効果の強さを示したものではありません。

- [A]：有効性について十分な科学的根拠がある
[B]：有効性についてかなりの科学的根拠がある
[C]：有効性についてある程度の科学的根拠がある

「見解不一致」：有効性についての科学的根拠が不明確と委員会が判断し、届出者との見解が一致しなかった場合。
「評価保留」：有効性についての科学的根拠の追加資料/説明が必要な場合。
「回答なし」：委員会に対して届出者より回答がないということは、消費者に対する説明責任の不履行と委員会は判断いたします。

- 1. RCT論文であっても被験者数が1群10名未満のものは評価対象としない。
2. システマティックレビューとメタアナリシスは根拠論文がRCT論文5報以上のもののみを採用する。
3. 18歳・19歳の被験者を含むRCT論文については、消費者庁「機能性表示食品に関する質疑応答案」(平成30年3月28日一部改正)に準じて、評価上の必要性と合理的理由があり、その旨申請簿に記載されている場合は、例外的に採用する。

\*届出者からの回答により再評価し、判定を随時変更します
\*「見解不一致」とはA-Cの評価判定に関する意見の相違ではなく、消費者庁ガイドライン適合性に関して届出者と一致をみなかったものです。

\*「回答なし」：委員会は消費者の代理として届出者に説明を依頼し、結果を消費者に伝えています。届出者より回答がないということは、消費者に対する説明責任の不履行と委員会は判断いたします。

Table with columns: 届出番号, 商品名, 届出者名, 届出区分, 機能性表示成分名, 表示しようとする機能性, ASCON総合評価判定, 委員会からの質問・実証(1回目)HP公開分, 届出者からの回答(2回目)HP公開分, 科学者委員会の質問・実証再評価(2回目), 委員会からの質問・実証再評価(3回目), 届出者からの回答(4回目), 科学者委員会の質問・実証再評価(4回目), 届出者からの回答, 論文区分, 査読有論文数, 試験論文数, 被験者数, 各群測定値の検証方法の数, 用量適合の肯定的論文数, 未発表論文数, 境界域論文数, 論文引用の根拠, 総合判定採用論文数, 実効実績, 安全性試験, 主な製造品質認証情報



















ASCON科学者委員会 機能性表示食品の根拠に関する評価判定表

<p>評価判定の説明 (2019.8.8.更新)</p>	<p>「A」： 有効性について十分な科学的根拠がある (5報以上のRCT論文やシステマティックレビューで有効の判定がある場合、あるいは最終製品での肯定的RCT論文が2報以上の場合)</p> <p>「B」： 有効性についてかなりの科学的根拠がある (RCT論文が2報以上あり、有効の判定が多数の場合、あるいは最終製品でのRCTが1報の場合)</p> <p>「C」： 有効性についてある程度の科学的根拠がある (RCT論文が1報のみ、あるいは2報以上で有効と無効が拮抗する場合)</p>
	<p>「見解不一致」： 有効性についての科学的根拠が不明確と委員会が判断し、届出者との見解が一致しなかった場合。 但し、対話は継続する。</p> <p>「評価保留」： 有効性についての科学的根拠の追加資料/説明が必要な場合。届出者からの追加資料を待って最終判定を行う。</p> <p>「回答なし」： 委員会に対して届出者より回答がないということは、消費者に対する説明責任の不履行と委員会は判断いたします。</p>
	<p>1. RCT論文であっても被験者数が1群10名未満のものは評価対象としない。質が高い論文は高く評価すべきという見地から、被験者数が1群50名以上のRCT論文は1報を2報分と評価する。</p> <p>2. システマティックレビューとメタアナリシスは根拠論文がRCT論文5報以上のもののみを採用する。これはシステマティックレビュー1報とRCT論文5報を同等と考えるASCON評価基準に沿った措置である。また、非RCT試験、被験者数が1群10名未満の場合、被験者に両者を含む場合など、ASCONが評価対象としないRCT論文はシステマティックレビューの根拠論文と見なさない。</p> <p>3. 18歳・19歳の被験者を含むRCT論文については、消費者庁「機能性表示食品に関する質疑応答集」(平成30年3月28日一部改正)に準じて、評価上の必要性など合理的な理由があり、その旨申請書類に記載されている場合には、例外的に採用する。</p> <p>4. 根拠論文の用量適合性の判定は、原則として製品への配合用量の2分の1から2倍までの1日用量を試験用量としたRCT論文を採用する。</p>
	<p>(注) A～Cの評価判定は科学的根拠の強さを示したものであり、製品の効果の強さを示したものではありません。</p> <p>*届出者からの回答により再評価し、判定を随時変更します(消費者庁の届出情報とはタイムラグが生じる場合があります)。</p> <p>*「見解不一致」とはA-Cの評価判定に関する意見の相違ではなく、消費者庁ガイドライン適合性に関して届出者と一致をみなかったものです。</p> <p>*「回答なし」： 委員会は消費者の代理として届出者に説明を依頼し、結果を消費者に伝えていきます。届出者より回答がないということは、消費者に対する説明責任の不履行と委員会は判断いたします。</p>

消費者庁への届出情報					届出者と委員会の交通履歴										機能性の根拠(届出事業者による要約)										安全性・品質の根拠(届出事業者による要約)				
届出番号	商品名	届出者名	区分	機能性関与成分名	ASCON総合評価判定	委員会からの質問・要項(1項目)HP公開分	届出者からの回答(2項目)HP公開分	科学者委員会の質問・要項再評価(2項目)	届出者からの回答再評価(3項目)	科学者委員会の質問・要項再評価(3項目)	届出者からの回答再評価(4項目)	科学者委員会の質問・要項再評価(4項目)	届出者評価判定	論文区分	査読有論文数	試験法RCT数	被験者10人以上の論文数	各群測定値の検定以外の論文数	用量適合の肯定的論文数	未成年者論文数	境界域超論文数	論文採用の根拠	総合判定採用論文数	実食実績要約	安全性試験要約	主な製造品質認証規格			
C219	ビルベリープレミアム	株式会社ウエルネスライフサイエンス	1サブ1	ビルベリー-由美アントシアニン含有量:57.6mg	O	様々な採用論文のまとめがないため、適切な試験方法であったかが不明で、適切な試験方法・統計解析等の詳細な説明をお願いします。	2報ともにRCT論文を採用した。目のピント調節機能を評価する指標である、アコシトクサムの調節遅延時間および調節弛緩時間、近点調節反応において、プラセブ群と比較、各入群に有意な改善が認められた。目の疲労感も改善する傾向が認められた。	各々の採用論文のまとめは、「記入例」(A-SRC報)の書きせん部分を参考として、集計データの下部にご記入ください。	各論文の記入欄に記載しました。	被験者10名以上のRCT論文1報で群間有意差を認めるためC判定とする。	異論ございません。	評価終了とします。 *届出者の評価判定が「C」に変更させていただきます。	O	研究レビュー	2	2	2	0	0	0	0	2報の査読付きRCT論文に基づき、ビルベリー-由美アントシアニンを摂取することによって、目のピント調節機能をサポートし、目の疲労感を緩和する機能が認められた。	2	2007年より1報20日分の販売開始。累計累計で約20万個販売しているが健康被害の報告はない。	-	GMP(国内)			
C220	匠の職前坊	ハウザー食品株式会社	加工食品(その他)	難消化性デキストリン(食物繊維)	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	